

# 工業統計調査について

## 1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とするものです。

## 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

## 3 調査日

平成26年12月31日

## 4 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、大分類E－製造業について、以下の全てに該当する製造事業所について行いました。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・従業者4人以上の事業所であること

# 利用上の注意

本報告書は、県独自に集計し公表するもので、経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

## 1 産業分類及び略称

集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。

また、本報告書の表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおりです。

中分類番号	産業中分類	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
13	家具・装備品製造業	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業（別載を除く）	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄
24	金属製品製造業	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産機械
27	業務用機械器具製造業	業務機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送機械
32	その他の製造業	その他

## 2 事業所の産業分類の決定方法

### (1) 「Ⅲ 統計表 7 品目分類別統計表」以外

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

#### ① 一般的な方法

- ・ 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。
- ・ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

#### ② 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業です。

### (2) 「Ⅲ 統計表 7 品目分類別統計表」

上記産業の格付けとは関係なく、該当品目で分類しています。

## 3 統計表の項目の説明

### (1) 事業所数は、平成26年12月31日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

### (2) 従業者数は、平成26年12月31日現在の数値です。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めません。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主と事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主と、事業主の家族で手伝い程度の者は含みません。

② 常用労働者とは、次のいずれかをいいます。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成26年11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱います。

エ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

### (3) 現金給与総額は、平成26年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者（「正社員、正職員」及び「パート・アルバイト」をいいます。）及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた

給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与など」の合計をいいます。

(4) 原材料使用額等は、平成26年1月から12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいいます。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成26年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等は、平成26年1月から12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計をいいます。

① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を、平成26年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいいます。また、次のものも製造品出荷額に含まれます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成26年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成26年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産投資総額は、平成26年1月から12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によります。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 有形固定資産の投資総額

ア 年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

ウ 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

(8) リース契約による契約額及び支払額（従業者30人以上の事業所）

① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成26年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいいます。

③ リース支払額とは、平成26年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいいます。したがって、平成25年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

(9) 付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出しています。

① 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} \\ &+ (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{消費税を除く内国消費税額}(\ast) + \text{推計消費税額}) \\ &- \text{原材料、燃料、電力の使用額等} \\ &- \text{減価償却額} \end{aligned}$$

② 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} \\ &- (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &- \text{原材料、燃料、電力の使用額等} \end{aligned}$$

\*：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(10) 事業所敷地面積は、平成26年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外します。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれます。

(11) 工業用水量

事業所が使用した工業用水の一日当たりの水量です。

① 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水

をいいます。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

② 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

③ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいいます。例えば、河川、湖沼又は貯水、池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。

④ 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいいますが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問いません。

#### 4 記号、注記及び略称

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入しました。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「0」としました。また、数値がマイナスのものは「▲」、調査をしていないものについては「-」で表しました。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」としました。

#### 5 時系列比較に関する注意事項

本報告書においては、以下の点にご注意ください。

(1) 平成14年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、13年の数値を14年の分類に組み替えたもので計算しています。

(2) 平成19年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算しています。

また、平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しません。

(3) 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、19年の数値を20年の分類で再集計し計算したものです。

(4) 「平成23年」の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の数値となっております。また、以下の項目は「平成24年経済センサス-活動調査」では調査していません。

- ・ 雇用形態別従業者数
- ・ 工業用水量の用途別使用量
- ・ 工業団地
- ・ 誘致工場